

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2016年7-8月号 | No. 7-8/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 新たな PCT 締約国

### ジブチ（国コード：DJ）

ジブチは、2016年6月23日にPCTへの加入書を寄託し、150番目のPCT締約国となり、2016年9月23日からPCTに拘束されます。これにより、2016年9月23日以降に出願された国際出願は自動的にジブチの指定を含みます。また、ジブチはPCTの第II章にも拘束されるため、2016年9月23日以降に出願された国際出願に関し提出された予備審査請求は自動的にジブチを含みます。

さらに、ジブチの国民及び居住者は、2016年9月23日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

## 世界貿易機関（WTO）

### リベリア及びアフガニスタンの加盟

リベリア（国コード：LR）（2016年7月14日付）及びアフガニスタン（国コード：AF）（2016年7月29日付）が世界貿易機関（WTO）の加盟国となり、これによりWTO加盟国数は164となりました。リベリアは工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であり、PCTの加盟国です。しかしながら、アフガニスタンはパリ条約の締約国でも、PCTの加盟国でもありません。PCT規則4.10(a)に従って、パリ条約の締約国に/のために出願された一つ以上の先の出願、又はパリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに/のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができるため、アフガニスタンで出願された先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

以下リンク先のPCTとパリ条約の締約国及びWTOの加盟国の一覧が更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_paris\\_wto.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf)

## PCT 統計 2015

### PCT 年次報告（2016年版）

PCT年次報告（2016年版）では、2015年のPCTの活動及び進展が要約され、PCT出願に関する包括的な統計（上位出願国、上位出願人、技術分野ごとの出願件数を含む）、2015年の国際特許制度の実績に関する統計、2014年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。

2016年版には、「パリルート」<sup>1</sup>よりもPCTルートを選択する出願人の頻度を分析する特別テーマが設けられています。国際的なパテントファミリー<sup>2</sup>の件数の傾向を評価しており、グローバルレベル及び上位5カ国における、その絶対的な増加数、出願先や平均件数を出願ルート別に分析しています。35の技術分野別、及び国際的なパテントファミリーの件数が最も多い世界の上位100出願人についての同様の情報も提供しています。

PCT年次報告の英語PDF版は、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4052>

また、上記ウェブサイトには、本報告に関するデータやグラフへのリンクもあり、次の情報をご利用いただけます。

- グラフや表のイメージ（タイトル、出典及び注記）及び
- グラフや表の詳細なデータ

本報告の仏語とスペイン語版は準備中です。

## **PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット**

### **新しい2庁間PCT-PPH 試行プログラム**

2016年7月1日付で、オーストラリア特許庁（IP オーストラリア）及び欧州特許庁は、新しい2庁間の特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始しました。本試行プログラムでは一方の国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）からの肯定的な見解書、若しくはISA/IPEAとしての他国の官庁により作成された、肯定的な特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第II章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも一つ存在する場合）を得たPCT出願に基づき、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

詳細はそれぞれ以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.ipaustralia.gov.au/patents/applying-patent/standard-patent-application-process/examination-standard-patent/ipa-epo-pph>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2016/06/a54.html>

### **新しい一方向PCT-PPH 試行プログラム**

メキシコ工業所有権庁は、PCT-PPH 試行プログラムを実施している国際調査及び予備審査機関の一覧に、以下の官庁を追加することを国際事務局へ通知しました。

- カナダ知的所有権庁
- スペイン特許商標庁
- 米国特許商標庁

<sup>1</sup> パリルートでは、パリ条約の締約国の官庁へ出願をした出願人は、パリ条約の締約国である他の国の官庁に対し先の出願の優先権を主張した後の出願をすることができます。

<sup>2</sup> パテントファミリーとは、同一の発明を保護するために一つ以上の官庁へ出願された相互関連のある特許出願群です。国際的なパテントファミリーとは、先の出願を提出した官庁以外の官庁へ特許出願人がした少なくとも一つの出願を指します。

本試行プログラムでは、上述のいずれかの官庁により作成された、国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第 II 章）を得た PCT 出願に基づき、メキシコの国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

詳細は以下のリンク先をご覧ください。

[http://www.impi.gob.mx/servicios/patentes/Paginas/ProgramadelProcedimientoAceleradodePatentes\(PPH\).aspx](http://www.impi.gob.mx/servicios/patentes/Paginas/ProgramadelProcedimientoAceleradodePatentes(PPH).aspx)

さらに、2016 年 7 月 1 日付けで、太平洋同盟の知的所有権庁の共同宣言の枠組みにおいて、以下の官庁が国立工業所有権機関（チリ）との一方向の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。

- メキシコ工業所有権機関
- 公正競争・知的財産保護庁（ペルー）（INDECOPI）
- 商工監督局（コロンビア）

これらの PCT-PPH 試行プログラムの利用に関する詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.inapi.cl/portal/publicaciones/608/w3-propertyvalue-911.html>

[http://www.impi.gob.mx/servicios/patentes/Paginas/ProgramadelProcedimientoAceleradodePatentes\(PPH\).aspx](http://www.impi.gob.mx/servicios/patentes/Paginas/ProgramadelProcedimientoAceleradodePatentes(PPH).aspx)

<https://www.indecopi.gob.pe/documents/20791/368017/Lineamiento+PPH+Peru-AP.pdf/ae4a05ad-f3ec-4e41-ac19-f0e865443906>

[http://www.sic.gov.co/drupal/sites/default/files/files/guia\\_de\\_colombia\\_pph2016\(1\).pdf](http://www.sic.gov.co/drupal/sites/default/files/files/guia_de_colombia_pph2016(1).pdf)

PCT ウェブサイトの PCT-PPH のページは以下のサイトにて、新しいパイロットの情報を含まずとも更新されます。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

### **イスラエル特許庁：“PCT Direct”パイロットの拡張**

2015 年 4 月 1 日から、イスラエル特許庁（ILPO）は、受理官庁（RO/IL）及び国際調査機関（ISA）（ISA/IL）の資格において、ISA/IL に対する手続の効率化と質のさらなる改善を目的とした、新しいサービスである“PCT Direct”を導入しました（*PCT Newsletter* 2015 年 4 月号参照）。当該サービスは当初、RO/IL へ出願された国際出願に対してのみ利用可能でした。

2016 年 7 月 1 日から、当該サービスはその他の受理官庁へも拡張されました。これにより、ISA としての ILPO を選択した PCT 出願人は当該サービスを利用し、選択された受理官庁にかかわらず、“PCT Direct”の書簡を提出することができます。

当該“PCT Direct”では、ILPO がすでに調査した先の出願に基づき優先権主張をする出願人は、先の出願で作成された調査見解で提起された異議に対して反論することができます。国際段階においての国際調査報告及び見解書の作成時に、ISA/IL がイスラエル国内出願の先の出願を利

用することが出来る場合は、支払われた調査手数料の 50%が払い戻されます。

国際出願が”PCT Direct” に基づき処理されるためには、以下の要件を満たしている必要があります：

- 非公式コメントが当該国際出願とともに当該受理官庁へ提出されている
- ILPO が ISA として選択されている
- 当該国際出願が ILPO により調査された先の出願に基づく優先権を主張している
- PCT Direct の書簡と先の調査見解への応答が一つの PDF 形式の文書として提出され、”PCT Direct document”と PCT 願書様式（様式 PCT/RO/101）の第 IX 欄の”other（その他）”に記載されている

### **USPTO: がん免疫療法に関連する特許出願の早期審査**

2016 年 6 月 29 日付けで、米国特許商標庁（USPTO）はがん免疫療法（“がん免疫療法試行プログラム”）に関連する特許出願の早期審査を実施する試行プログラムを開始しました。免疫療法を用いてのがんの治療法に関する請求の範囲を含む出願は、出願人が試行プログラムに基づく特別な出願として付与可能な申請をすることで、USPTO の早期審査プログラムの現行の全ての要件を満たす必要がなく、国内段階での審査が迅速に進められます。35U.S.C.371 に基づき米国の国内段階へ移行した PCT 出願も、本プログラムのメリットを享受することができます。

詳細は、以下のリンク先にて USPTO の通知をご覧ください。

<https://www.federalregister.gov/articles/2016/06/29/2016-15533/cancer-immunotherapy-pilot-program#h-4>

試行プログラムの情報は、*PCT 出願人の手引* の US 国内編にも掲載されます。

### **委任状の放棄**

#### **PCT 規則 90.4 (d) 及び 90.5 (c) に基づく通知（知的所有権庁（ベルギー））**

受理官庁としての知的所有権庁（ベルギー）は、別個の委任状及び/又は包括委任状の写しを提出するよう規定する PCT 規則 90.4 (b) 及び 90.5 (a) (ii) に基づく要件を放棄する旨を、国際事務局へ通知しました。

委任状の放棄に関する背景情報は、以下リンク先にて、*PCT Newsletter* 2004 年 1 月号の 2 ページをご覧ください。

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct\\_2004\\_1.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct_2004_1.pdf)

(*PCT 出願人の手引* 附属書 C (BE) 及び “PCT 規則 90.4 (b) 及び 90.5 (a) (ii) に基づく委任状の放棄を WIPO へ通知した官庁（又は機関）の一覧” を更新しました。)

### **所定の PCT 手数料減額の適格性**

所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国々の一覧は、2016 年 7 月 1 日に更新され、以下のリンク先にてご利用可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

国際出願手数料、補充調査取扱手数料及び取扱手数料の90%減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧には変更がないことにご留意ください。

#### 欧州特許庁における所定の手数料の75%減額の適用

以下の国が、欧州特許庁へ支払われる所定の手数料の75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国（つまり、世界銀行により低所得及び低中所得経済に格付けされる国）の一覧から削除されました。

モンゴル  
パラグアイ

#### スペイン特許商標庁における国際調査手数料の75%減額の適用

以下の国が、国際調査機関としてのスペイン特許商標庁に支払われる調査手数料の75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国の一覧へ追加されました（つまり、世界銀行により低所得、低中所得及び高中所得経済に格付けされ、欧州特許条約締約国ではない国）。

赤道ギニア  
ロシア連邦  
ベネズエラ・ボリバル共和国

国際出願を提出するには、少なくとも出願人の1人がPCT締約国の国民又は居住者である必要がある（PCT第9条(1)）ことにご留意ください。PCT締約国でない国の出願人はPCT締約国の国民及び/又は居住者である出願人とともにPCT出願を提出する必要があり、全ての出願人が当該手数料減額の適用資格を有する場合にのみ、手数料減額を受けることが可能です。

### **PCT-SAFE 更新**

#### PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいパッチのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン（2016年7月1日付け version3.51.074.250）が次のサイトからダウンロードできます。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

### **PCT 最新情報**

BE：ベルギー（代理人に関する要件）  
DE：ドイツ（電話番号）  
EC：エクアドル（手数料）  
HU：ハンガリー（出願言語、微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）  
ID：インドネシア（手数料）

JP：日本国（手数料）

手数料表 I (a) に掲載されているとおり、2016 年 10 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に対して日本円で支払われる、国際出願手数料、30 枚を超える用紙ごとの手数料、手数料表の項目 4 (c) に示された手数料減額の日本円の換算額が変更されます。

（PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました。）

KZ：カザフスタン（手数料）

KR：大韓民国（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）

NA：ナミビア（インターネットアドレス）

NZ：ニュージーランド（手数料）

PT：ポルトガル（E メールアドレス、手数料）

調査手数料（オーストリア特許庁、欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁、

日本国特許庁、国立工業所有権機関（ブラジル）、米国特許商標庁）

補充調査手数料（シンガポール知的所有権庁、ヴィシェグラード特許機構（補遺））

取扱手数料（日本国特許庁）

手数料表 II に掲載されているとおり、2016 年 10 月 1 日から国際予備審査機関としての日本国特許庁へ日本円で支払う、取扱手数料の換算額が変更されます。

（PCT 出願人の手引 附属書 E (JP) が更新されました。）

## **公開スケジュールの変更**

2016 年 9 月 8 日の公開

2016 年 9 月 8 日（木）は WIPO の閉庁日に当たる為、通常その日に公開される PCT 出願（公示（PCT 公報）も同様）は 2016 年 9 月 9 日（金）に公開されます。しかし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2016 年 8 月 23 日（火）の 24 時（中央ヨーロッパ時間（CET））までに国際事務局に受理される必要があります。

## **PCT 規則改正**

特許協力条約及び規則（冊子版）

特許協力条約（PCT）及び、2016 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則のアラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語及びスペイン語での最新の冊子版が現在ご購入いただけます。以下のリンク先のページ右側にてご希望の言語をクリックしていただくと、オンラインにてご注文が可能です。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4055&plang=EN>

その他の言語もまもなくご利用可能になります。

PCT 規則の最新条文（オンライン）

2016年7月1日に発効した、PCT規則の最新条文がドイツ語、日本語及びポルトガル語にて、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけるようになりました。

(ドイツ語) <http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html>

(日本語) <http://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html>

(ポルトガル語) <http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html>

アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語及びスペイン語の全条文も無料で、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

(アラビア語) <http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html>

(中国語) <http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

(ロシア語) <http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>

(スペイン語) <http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

英語、仏語及びスペイン語の条文は HTML 形式でもご利用いただけます。

### **PCT 実施細則の修正**

2016年7月1日から、PCT実施細則第104、111、217、325、413号及び附属書Dが修正され、第501号が削除されました。2016年7月1日から施行された、これらの修正を含む実施細則への補遺は、PDF形式で英語、仏語及びスペイン語にてそれぞれ以下のPCTウェブサイトから閲覧可能です。

(英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai\\_16add.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_16add.pdf)

(仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai\\_16add.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai_16add.pdf)

(スペイン語) [http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ai\\_16add.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ai_16add.pdf)

実施細則の修正版は HTML 形式で英語及び仏語にて、それぞれ以下のリンク先にて閲覧可能です。

(英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/ai\\_index.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/ai_index.html)

(仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai/ai\\_index.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai/ai_index.html)

上述の変更は、PCT官庁へ送付された次の回章にて詳細な説明がされております：C.PCT 1478 (<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1478.pdf> を参照)。

### **新しい修正された PCT 様式 (2016年7月1日から有効)**

以下に記載される新しい修正された PCT 様式は、以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

### **受理官庁に関する様式**

以下の様式が修正されました：

PCT/RO/112（国際出願において使用してはならない表現等に関する通知書）  
PCT/RO/118（書類の送付通知書）  
PCT/RO/159（優先権の回復の請求についての決定通知書）

又、以下は新しい様式です：

PCT/RO/130（国際公開からの情報の省略の請求命令書）

編集可能な PDF 形式での修正された/新しい様式は、英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語にてご利用いただけます。

### 国際調査機関に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/ISA/218（国際出願において使用してはならない表現等に関する通知書）

又、以下は新しい様式です：

PCT/ISA/215（国際公開からの情報の省略の請求命令書）

修正された/新しい様式は、英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語にてご利用いただけます。

### 国際事務局に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/IB/375（補充調査請求書）

又、以下は新しい様式です：

PCT/IB/322（国際出願において使用してはならない表現等に関する通知書）  
PCT/IB/383（国際公開及び/又は公衆による一件書類の利用からの情報の省略の請求命令書）  
PCT/IB/384（国際公開及び/又は公衆による一件書類の利用からの情報の省略の請求）  
PCT/IB/385（国際公開及び/又は公衆による一件書類の利用からの情報の省略の決定通知書）  
PCT/IB/386（国際公開及び/又は公衆による一件書類の利用からの情報の省略をしない決定の通知書）

修正された/新しい様式は、英語及び仏語にてご利用いただけます。

### 国際予備審査機関に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/IPEA/401（国際予備審査請求書）

編集可能な PDF 形式での修正された様式は、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語及びスペイン語にてご利用いただけます。その他の言語の様式もまもなくご利用可能に



なります。

### 補充調査に指定された機関に関する様式

以下は新しい様式です：

PCT/SISA/511（国際出願に使用してはならない表現等に関する通知）

PCT/SISA/512（国際公開の対象からの情報の省略請求の要請）

当該様式は、英語、仏語及びドイツ語にてご利用いただけます。

### PCT 受理官庁ガイドラインの修正

2016年7月1日から、PCT 受理官庁ガイドラインの paragraph 30、211、214 及び 333 が修正されました。詳細は、以下のリンク先にて PCT 回章 C.PCT 1478 をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1478.pdf>

これらの修正を含むガイドラインへの補遺は、PDF 形式にて英語、仏語及びスペイン語でそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro\\_14add.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro_14add.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ro\\_14add.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ro_14add.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ro\\_14add.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ro_14add.pdf)

さらに、ガイドラインの更新された全文も、HTML 形式にて英語及び仏語にてそれぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ro/index.html>

### PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正

2016年7月1日から、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの paragraph 4.32、15.35、19.50、22.50、22.51 及び 22.52 さらに、15.88A、22.52A 及び 22.52B が修正されました。詳細は、以下のリンク先にて PCT 回章 C.PCT 1478 をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1478.pdf>

これらの修正を含むガイドラインへの補遺は、英語及び仏語でそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe\\_4add.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe_4add.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ispe\\_4add.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ispe_4add.pdf)

また、まもなくスペイン語でも以下のリンク先からご利用いただけるようになります。

[http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ispe\\_4add.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ispe_4add.pdf)

## **PCT 関連資料の最新/更新情報**

### **PCT 規則、PCT 実施細則、PCT 様式、PCT 受理官庁ガイドライン、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正**

上記、それぞれの項目をご覧ください。

#### ***PCT 出願人の手引***

PCT の国際段階の詳細情報を含む、*PCT 出願人の手引* の”国際段階の概要” の英語及び仏語版が、2016 年 7 月 1 日付けの PCT 規則改正や、その他の更新を考慮して更新中です。それぞれ以下のリンク先にてまもなく掲載されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

<http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/>

#### **ISA 及び IPEA の取決め**

##### ***ヴィシェグラード特許機構***

PCT に基づく国際調査及び予備審査機関としての官庁の機能に関する、WIPO 国際事務局及びヴィシェグラード特許機構間の取決めが 2016 年 7 月 1 日に発効し、英語と仏語でそれぞれ以下のリンク先に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_xv.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_xv.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_xv.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_xv.pdf)

#### **ディスタンスラーニングコース：特許協力条約入門**

PCT のディスタンスラーニング基礎コース (DL101PCT) が PCT の全 10 言語で更新されました。更新は 2016 年 7 月 1 日に発効した規則改正、PCT に基づく国際調査及び予備審査を実施する官庁の現状や多少の編集上の修正を含みます。

PCT 制度の紹介と全体概要を提供する本コースは、理解度と進捗度を計るテストを備えた完全な自主学习形式となっています。本コースの全モジュール修了時にコース修了証をダウンロードすることが可能です。無料の本コースを受講希望の方は、WIPO アカデミーの以下ウェブページにて登録可能です。

<http://welc.wipo.int>

#### **WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー（若干席に余裕あり）**

国際及び国内段階の手続、最新及び今後の PCT の進展、また ePCT での PCT 出願の管理に関する上級者向け PCT セミナーが、2016 年 9 月 26、27 日にジュネーブの WIPO 本部にて開催されます。当該セミナーは特許管理者、弁理士事務所員及び PCT 制度に精通しているユーザを対象としており、講演者は PCT 分野の経験豊富なスタッフからなります。登録及びセミナーに関する詳細は次のリンク先をご覧ください。

[https://www3.wipo.int/registration/en/form.jsp?meeting\\_id=40645](https://www3.wipo.int/registration/en/form.jsp?meeting_id=40645)

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は 50 人限定です。登録の締切りは 2016 年 9 月 12 日です。セミナーに関する詳細は、[pct.our@wipo.int](mailto:pct.our@wipo.int) へお問い合わせください。

## **PATENTSCOPE 検索システム**

PATENTSCOPE 検索サービスは、2015 年に英国の国内特許コレクションから 280 万件以上の書誌データ（名称と要約）を追加しました（*PCT Newsletter* 2015 年 10 月号 7 ページ参照）。現在、1859 年までさかのぼる 230 万件の全文を含む、英国国内特許コレクションの明細書や請求の範囲のキーワード検索が可能です。

## **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

### **新たな請求書**

PCT 出願人や代理人が WIPO 事務局からの通知ではない手数料請求書を受取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IPWTO-Intellectual Property World Trade Organization” 及び“PATR Servis – Worldwide Patent Service”からの新たな請求書が発見されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例とともに以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

PCT 出願人や代理人の皆様は、優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみであることにご留意下さい（PCT 第 21 条（2）（a）参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。又、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号：+41 22 338 83 38

Fax 番号：+41 22 338 83 39

電子メール：[pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様は、政府又は消費者保護教会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や “苦情受け付け政府機関又は消費者保護協会” の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

## **実務アドバイス**

### **公衆による一件書類の利用からの特定情報の省略**

**Q :** 2015 年 7 月末に提出された先の出願の優先権を主張する国際出願を、2016 年 7 月初めに提出しました。当該出願は最近、新しい出願人へ譲渡され、当方は当該出願の代理人として行動するよう出願人により選任されました。譲渡を受けた後、PCT 規則 92 の 2 に基づき、当方を代理人とするとともに出願人を変更する記録の要請を直ちに国際事務局へ提出し、添付書類として委任状と譲渡書類も提出しました。しかしながらその後すぐに、譲渡書類に、提出前に書類から削除し忘れた譲渡の取引金額に関する機密情報が含まれていることに気づきました。公衆による利用から当該情報を省略することは可能でしょうか？もし可能であれば、どう対応すればよいのでしょうか、又期限はあるのでしょうか？

**A :** PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請や、譲渡証のようなあらゆる証拠書類は、当該出願が公開されると、国際出願の一件書類の一部として通常公衆に閲覧可能になります（PCT 第 30 条(1)(a) 及び規則 94.1(b) 参照）。つまり、言及されている当該機密情報は、国際出願が公開されると（この場合 2017 年 1 月末）公衆に利用可能になります。

2016 年 7 月 1 日に PCT 規則 94（一件書類の利用）が改正され、この日以降に提出された国際出願に関し効力を有します。本改正により、出願人は、必要な要件が満たされていることを条件に、公衆による一件書類の利用から国際出願の一件書類に含まれる特定の機密情報の省略を請求することができます。PCT 規則 48 にも同様の改正がなされ、出願人は国際公開の対象から特定の情報の省略を請求することができます（例えば、個人のクレジットカード番号等の特定の機密情報が国際出願に記載されていた場合）；しかしながら、譲渡証は国際出願の国際公開の一部を構成する書類ではないため、PCT 規則 48 の規定は今回のケースには該当しません。しかしながら、譲渡書類は国際出願の一件書類の一部分を構成するため、貴殿のケースは PCT 規則 94 によってカバーされます。

PCT 規則 94.1 の新たなパラグラフ(e) に基づき、IB は、出願人による理由を示した請求の受理により、以下が充足していれば、一件書類に含まれる情報の公衆による利用ができるようにしてはなりません。

- 当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと；
- 当該情報の公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること；
- 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと

省略の請求を行うためには、以下の書類を IB へ提出する必要があります。

- 望ましくは様式 PCT/IB/384 を使用した、省略のための理由を示した請求
- 関連情報が省略された差替え用紙、及び
- 差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意喚起する添付書簡

望ましくは ePCT を介して情報の省略請求を IB へ送付することをお勧めしますが、ファックス又は郵便でも送付可能です。

公衆による利用からの情報の省略請求を行う際の特別な期限はありませんが、国際公開の技術的な準備の完了前に当該請求が IB によって受理されるよう確実にすることをお勧めします。国際公開の技術的な準備の完了後に省略請求が IB によって受理されると、IB は少なくとも特定の期間、当該情報が公衆に利用可能になることを回避できないこともあるでしょう。

公衆による一件書類の利用からの情報の省略の請求は、出願人当人による請求、若しくは請求

することが出願人の利益であり、PCT 規則 94.1(e)に基づく公衆による一件書類の利用からの省略の要件を満たしている場合（様式 PCT/IB/383 参照）に IB によって出願人に送付される、当該情報の省略を請求するよう出願人に求める通知に従ってなされる場合もあります。後者の場合、求めの日付から 1 ヶ月以内、又は国際公開の技術的な準備が完了する前の何れか遅く満了する期間（PCT 規則 94.1(e)）に、IB は出願人に請求を提出するよう求めます。しかしながら、たとえ当該情報がすでに公衆に利用可能になっていても、上記期間の満了後いつでも省略の請求が可能です。この場合、IB は当該情報の公衆による利用を省略すべくできる限り速やかに行動するでしょう（必要な要件が満たされている場合）。

公衆による一件書類の利用からの情報の省略請求の審査後、IB は PCT 規則 94.1(e)に基づく基準が満たされているか判断し、以下の手続を行います：

- － IB が請求を認める場合、当初提出された当該情報を公衆による利用から省略し、様式 PCT/IB/385 を使用し迅速にそれを通知します。当該情報が受理官庁、国際調査機関 (ISA)、補充調査のために指定された機関 (SISA) 及び/又は国際予備審査機関 (IPEA) が保有する国際出願の一件書類にも含まれる場合、IB は随時、各官庁/機関へ通知の写しを送付するため (PCT 規則 94.1(f))、官庁はそのような情報の公衆による利用に関する省略請求を把握でき、当該情報へのアクセスを与えないでしょう。さらに、関連する情報は指定又は選択官庁へは送付されません；
- － IB が当該情報を公衆による一件書類の利用から省略しないと決定する場合、IB は様式 PCT/IB/386 により決定の理由を示し、それを通知するでしょう。当該情報は各官庁それぞれの一件書類で閲覧でき、指定又は選択官庁へ送付されます。

省略の請求や省略を認めるか否かに関する IB の決定の通知（肯定的（様式 PCT/IB/385）であれ否定的（様式 PCT/IB/386）であれ）は、公衆からは閲覧できない点にご留意ください。

上述したように、出願人が国際公開の対象から情報の省略を請求できる同様の規則変更も 2016 年 7 月 1 日に発効しました（PCT 規則 48.2(l から n) 参照）。この場合は、国際公開の技術的な準備完了前に、IB が省略請求を受理する必要があります。IB は PCT 規則 48.2(l)に基づく基準が満たされているか判断します。IB が省略の請求を認める場合、国際公開の対象から当該情報を省略します。加えて、当該情報の公衆による利用や、請求に関する一件書類に含まれる文書を公衆が利用できないように処理するでしょう。当該情報が、ISA、SISA 及び/又は IPEA が保有する国際出願の一件書類に含まれている場合にも、随時各官庁へ通知します（PCT 規則 48.2(n)）。

例えば、PCT 規則 92 の 2 に基づく請求の内容、又は受理官庁としての IB へ送付される PCT 規則 26 の 2.3 に基づく優先権の回復請求であっても、全ての文書は、既定では、国際出願の一件書類の一部となり国際公開後公衆に利用可能となるため、どのような書類を証拠として IB へ提出するか常に注意して考慮すべきことに注意しなくてはなりません。機密情報の公開や公衆の閲覧を回避するため、機密情報が提出の文脈と無関係である場合には、最初から”きれいな”形式での文書を提出することも可能です。何れにしても、関連する情報の国際公開又は公衆の利用を回避するためこれらの新しい規定に依拠するためには、PCT 規則 48.2(l)及び 94.1(e)に基づく全ての適用する要件を満たしている必要がある点にご留意ください。

### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧